

○国立大学法人筑波大学における株式等の管理等に関する規程

〔 令和 3 年 6 月 2 4 日
法人規程第 3 3 号
改正 令和 6 年法人規程第 4 1 号 〕

国立大学法人筑波大学における株式等の管理等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成 1 6 年法人規程第 2 5 号。）第 3 4 条の 2 の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が国立大学法人筑波大学基金規則（平成 2 2 年法人規則第 4 0 号。第 5 条第 1 項第 1 号において「基金規則」という。）、国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程（平成 1 8 年法人規程第 3 2 号。第 5 条第 1 項第 1 号において「寄附金等取扱規程」という。）及び国立大学法人筑波大学が大学発ベンチャーからライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価として取得する株式等の取扱いに関する規程（平成 3 0 年法人規程第 8 号。以下「大学発ベンチャー株式等取扱規程」という。）の規定に基づき取得した株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の管理、株式の売却並びに新株予約権の行使（以下「株式等の管理等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第 2 条 法人に、株式等の管理等を適正に行うため、管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(株式等の管理)

第 3 条 出納役は、株式等を保管するに当たっては、原則として保護預けによりこれを行うものとする。ただし、証券として手元保管する場合は、金庫、保管庫その他施錠可能な場所に保管するものとし、盗難及び紛失を防止するための措置を講じなければならない。

第 4 条 出納役は、株式等の管理に当たっては、台帳を整備するものとし、株式等の銘柄ごとに取得、売却等の状況について、記録しなければならない。

(株式の売却の決定)

第 5 条 管理責任者は、取得した株式が上場され換金可能となった時点で、速やかに株式の売却を決定するものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、株式を必要な期間保有することができるものとする。

- (1) 基金規則又は寄附金等取扱規程の規定に基づき取得した株式であって、寄附者の意向として法人が当該株式を保有することにより生ずる配当金等を寄附金とする旨の条件が付されているとき。
- (2) 大学発ベンチャー株式等取扱規程の規定に基づき取得した株式が上場された場合であって、当該株式を一斉かつ大量に売却することで当該株式の価値の急激な下落を招くおそれがあると認めるとき。
- (3) その他特段の事情により株式を保有する必要があるとき。ただし、株式等の保有期間は、取得日から 1 0 年とし、保有期間経過後は、株式を発行する企業の決算発表の日以降直ちに

売却することとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、管理責任者は、次に掲げる場合には、速やかに株式の売却を決定するものとする。

- (1) 前項第1号に規定する株式について、無配当が相当な期間継続するなど寄附者の意向による条件の継続が困難であると認めるとき又は寄附の目的を達成したとき。
- (2) 株式を保有することが法人の業務運営上著しく不利益であると認めるとき。
- (3) その他管理責任者が別に定めるとき。

(新株予約権の行使の決定)

第6条 管理責任者は、新株予約権の目的たる株式の売却が可能となった時点で、速やかに当該新株予約権の行使を決定するものとする。ただし、新株予約権のうち大学発ベンチャー株式等取扱規程の規定に基づき取得したものについては、管理責任者が別に定めるときに行使を決定するものとする。

(株式の売却方法)

第7条 株式の売却に当たっては、原則として有価証券処分信託（受託者裁量型）を設定する方法により、これを行うものとする。ただし、法人に著しく不利益であることが明らかである場合その他の事由によりこれにより難しい場合にあっては、第11条に規定するインサイダー取引等の防止の観点を踏まえた上で、他の適切な方法により行うことができる。

(通知)

第8条 管理責任者は、第5条及び第6条の規定により株式の売却又は新株予約権の行使を決定したときは、その旨を出納命令役に通知するものとする。

(専決)

第9条 管理責任者は、第5条第1項本文に規定する株式の売却の決定及び第6条に規定する新株予約権の行使の決定に係る事項について、職員に専決処理させるものとする。

(共益権の行使)

第10条 法人は、株式を発行する企業に対する共益権については、原則として行使しないものとする。ただし、法人の業務運営上当該企業の存続が必要不可欠な場合であって、当該権利を行使しないことが当該企業の経営に著しい影響を与える可能性があるとき、この限りでない。

(インサイダー取引等の防止)

第11条 管理責任者（第9条の規定による専決者を含む。）は、株式を売却するに当たっては、インサイダー取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条に規定する禁止行為をいう。）に関する規制その他の関係法令に基づく規制を遵守しなければならない。

(雑則)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、株式等の管理等に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この法人規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令6.3.28法人規程41号）

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。